

平成26年度 第1回三重県教育改革推進会議 事項書

日時：平成26年5月26日（月）

13時30分～16時

場所：ベルセ島崎

1 挨拶

2 新委員任命・紹介

3 審議事項

(1) 今年度の審議の進め方について

(2) 「次期三重県教育ビジョン（仮称）」の策定について

<配付資料>

- 資料1 平成26年度三重県教育改革推進会議委員名簿
- 資料2 三重県教育改革推進会議条例・会議運営要綱
- 資料3 平成26年度三重県教育改革推進会議について（案）
- 資料3-2 部会の所属について（案）
- 資料4 「次期三重県教育ビジョン（仮称）」の策定について（案）
- 資料5 平成26年度三重県教育改革推進会議日程（案）
- 資料6 「次期三重県教育ビジョン（仮称）」策定について第1回全体会
において特に審議していただきたい論点
- 資料7 教育を取り巻く環境変化と諸課題について
- 資料8 グローバル三重教育プラン
- 資料9 第2期教育振興基本計画（概要）
- 資料10 平成25年度三重県教育改革推進会議審議のまとめ
- 資料11 データ集（教育を取り巻く環境と子どもたちの姿）

平成26年度 三重県教育改革推進会議 委員名簿

(五十音順)

	ふりがな 委員名	所 属・職 名
	1 いずみ みつこ 泉 みつ子	保育サポートセンターあらいぶ代表
	2 うめむら みつひさ 梅村 光久	学校法人梅村学園松阪法人本部長
	3 おおた こうじ 太田 浩司	ネオジオインフラテック株式会社経営推進本部副本部長
	4 おざわ しずか 小澤 静香	伊賀白鳳高等学校教諭
	5 おの したか 小野 芳孝	三重県高等学校長協会役員（津高等学校長）
	6 かめい としかつ 亀井 利克	名張市長
	7 くりはら てるお 栗原 輝雄	皇學館大学教育学部教授
	8 さとう みほこ 佐藤 美保子	特定非営利活動法人愛マムズ I T 倶楽部代表理事
新	9 たなか いこ 田中 育子	三重県国公立幼稚園長会副会長（鈴鹿市立白子幼稚園長）
	10 にしだ ひさみ 西田 寿美	三重県立小児心療センターあすなる学園長
	11 ぬまぐち よしあき 沼口 義昭	三重県 P T A 連合会副会長
	12 ひがし ひるむ 東 博武	松阪市教育委員会教育長
	13 みずたに たかこ 水谷 貴子	三重県高等学校 P T A 連合会副会長
	14 みみづか ひろあき 耳塚 寛明	お茶の水女子大学副学長
	15 むかい ひろみつ 向井 弘光	I C D A ホールディングス株式会社 C E O
	16 もりき るみこ 森喜 るみ子	合名会社森喜酒造場専務
新	17 やまかど しん 山簡 眞	紀宝町立矢渕中学校教諭
	18 やまかわ のりこ 山川 紀子	三重県小児保健協会理事(医師)
	19 やまだ やすひこ 山田 康彦	三重大学教育学部教授
新	20 わたなべ かつひこ 渡辺 克彦	三重県小中学校長会副会長（鈴鹿市立稲生小学校長）

○任命年月日 平成25年7月26日

(田中委員、山門委員、渡辺委員の任命年月日は平成26年5月12日)

○任期 平成27年7月25日まで

三重県教育改革推進会議条例（平成19年三重県条例42号）

（設置）

第一条 三重の教育の改革に関する重要な事項を調査審議するため、三重県教育委員会の附属機関として、三重県教育改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第二条 推進会議は、三重県教育委員会の求めに応じ、三重の教育の改革に関する重要な事項その他三重県教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、その結果を三重県教育委員会に報告する。

（組織）

第三条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は十分の四を下回らないものとする。ただし、三重県教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（委員）

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから三重県教育委員会が任命する。

一 学識経験を有する者

二 教育関係者

三 前二号に掲げる者のほか、三重県教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第五条 推進会議に、会長及び副会長各一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第六条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第七条 推進会議はその定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によって定める。

（庶務）

第八条 推進会議の庶務は、三重県教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第九条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営その他推進会議に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県教育改革推進会議運営要綱

三重県教育改革推進会議条例（平成十九年三重県条例第四十二号）第九条の規定に基づき、三重県教育改革推進会議運営要綱を次のように定める。

（趣旨）

第1条 三重県教育改革推進会議（以下「推進会議」という。）の運営その他推進会議に関し必要な事項は、三重県教育改革推進会議条例に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（部会所掌事項）

第2条 部会は、推進会議の決定に基づき、教育改革に関する専門的事項について調査研究し、その実施主体となる。

2 部会の名称は、会長が推進会議に諮って定める。

（部会組織）

第3条 部会には、専門の事項を調査するため、部会委員を置くことができる。

2 部会の委員は、半数以上を、推進会議の委員とする。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する推進委員の互選によって定める。

4 部会委員は、三重県教育委員会が委嘱する。

5 部会委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、退任するものとする。

（部会会議）

第4条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、部会に属する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 部会長が必要と認めたときは、部会に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

（部会報告）

第5条 部会長は、部会で審議した事項について、その結果を推進会議に報告又は提案する。

（庶務）

第6条 部会の庶務は、三重県教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、各部会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月8日から施行する。

平成26年度三重県教育改革推進会議について(案)

1 目的

三重の教育の改革に関する重要な事項について県教育委員会が審議を依頼し、その結果の報告を踏まえて、今後の施策等に係る取組を実効性のあるものとしてします。

2 審議のテーマ

三重の教育の改革に関して、重要である次の2項目を取り上げます。

(1) 次期三重県教育ビジョン(仮称)の策定について

平成22年12月に策定した「三重県教育ビジョン」(本県の教育振興基本計画)の計画期間が平成27年度で終了することから、平成25年度の当会議で審議した「三重県教育ビジョンの中間点検」を踏まえ、次期三重県教育ビジョンの策定について審議を行います。

(2) 「三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)」の策定について

特別支援教育に係る総合的な推進計画である「三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)」の策定に向けて、平成25年度の当会議でとりまとめられた骨子(案)に基づき審議を進め、平成27年2月頃を目途に計画(案)をとりまとめます。

3 審議方法

- 次期三重県教育ビジョン(仮称)の策定については、基本理念や基本施策等を全体会で審議した後、第1部会、第2部会に分かれ、個別施策の審議を行います。
- 三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)の策定については、平成25年度から引き続きの審議であることから、第2部会において審議を行います。
- 部会ごとに審議した内容を全体会に報告又は提案することで、さらに審議を深めます。

※部会について(参考:条例第7条関係・運営要綱)

- ・ 委員は、二つの部会のうちのいずれか一つに所属します。また、各部会に所属する委員は、会長が指名します。部会には、議長役として部会長を置き、その部会に属する委員の互選によって定めます。
- ・ 部会長が必要と認めたときは、部会に専門家等の委員以外の者を招請し、意見又は説明を聞くことができます。

4 平成26年度の部会構成について 【資料3-2】

平成25年度から引き続き審議する「三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)」の中間案策定まで、昨年度の部会構成を継続します。その後、次期三重県教育ビジョン(仮称)の基本施策等に基づき、部会を再構成します。

部会の所属について(案)

■第1部会

(五十音順)

ふりがな 委員名		所 属・職 名
1	うめむら みつひさ 梅村 光久	学校法人梅村学園松阪法人本部長
2	おの ひしたか 小野 芳孝	三重県高等学校長協会役員(津高等学校長)
3	さとう みほこ 佐藤 美保子	特定非営利活動法人愛マムズIT倶楽部代表理事
4	ひがし ひろむ 東 博武	松阪市教育委員会教育長
5	みずたに たかこ 水谷 貴子	三重県高等学校PTA連合会副会長
6	みづか ひろあき 耳塚 寛明	お茶の水女子大学副学長
7	むかい ひろみつ 向井 弘光	ICDAホールディングス株式会社CEO
8	もり き るみこ 森喜 るみ子	合名会社森喜酒造場専務
9	やまだ やすひこ 山田 康彦	三重大学教育学部教授
10	やまかど しん 山門 真	紀宝町立矢渕中学校教諭
11	わたなべ かつひこ 渡辺 克彦	三重県小中学校長会副会長(鈴鹿市立稲生小学校長)

■第2部会

(五十音順)

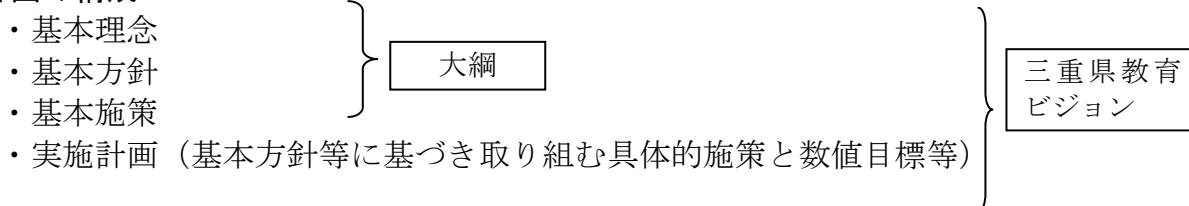
ふりがな 委員名		所 属・職 名
1	いづみ みつこ 泉 みつ子	保育サポートセンターあらいぶ代表
2	おおた こうじ 太田 浩司	ネオジオインフラテック株式会社経営推進本部副本部長
3	おざわ しずか 小澤 静香	伊賀白鳳高等学校教諭
4	かめい としかつ 亀井 利克	名張市長
5	くいはら てるお 栗原 輝雄	皇學館大学教育学部教授
6	たなか いこ 田中 育子	三重県国公立幼稚園長会副会長(鈴鹿市立白子幼稚園長)
7	にしだ ひさみ 西田 寿美	三重県立小児心療センターあすなる学園長
8	ぬまぐち よしあき 沼口 義昭	三重県PTA連合会副会長
9	やまかわ のりこ 山川 紀子	三重県小児保健協会理事(医師)

「次期三重県教育ビジョン（仮称）」の策定について（案）

1 ビジョン策定にあたっての考え方

- ① 現行の三重県教育ビジョン（以下、「ビジョン」という。）の計画期間が平成27年度で終了することから、次期ビジョンを策定する。
- ② 現行のビジョンは、10年先を見据えた教育の目指すべき姿を示していることから、次期のビジョンについてもその基本的な考え方を基にしつつ、国の第2期教育振興基本計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）や教育改革の方向を踏まえて、策定を進める。
- ③ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（改正案）第1条の3に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下、「大綱」という。）のうち、教育に関する部分を、ビジョンの基本理念、基本方針、基本施策として位置づける。（参考1）
- ④ みえ県民力ビジョン（H24年4月策定）との整合性を図りながら、学校教育を中心とした教育に関する基本的な計画として策定し、教育基本法第17条第2項に基づく三重県の教育振興基本計画として位置づける。（参考2）

2 計画の構成



3 計画期間

10年先を見据えた基本理念等と、4年間（平成28～31年度）の実施計画とする。

<考え方>

- ・ 国の教育改革など教育を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後の目指すべき姿と取組方向を明確にする。
- ・ 県の総合計画（次期行動計画：平成28年度～31年度予定）との連携・整合を図る。

4 計画内容

(1) 基本理念、基本方針、基本施策

- ・ 大綱は、平成27年度に設置される総合教育会議（知事と教育委員会で構成）において策定されるものであるが、ビジョンの基本理念、基本方針、基本施策については、今年度中から協議を進める。
- ・ 基本理念等については、現ビジョンに掲げた基本理念を踏まえたうえで、近年の教育行政を取り巻く情勢変化を反映したものとする。

(2) 実施計画

- ・実施計画に位置づける内容は、学校教育を中心としたもの（公立学校教育、社会教育、文化財、学校スポーツ）とする。

<考え方>

- ・教育委員会が所管する分野及び教育と密接な関係を有し、実施主体との連携により県教育委員会が働きかけることのできる分野とする。（例：家庭・地域の教育力）
- ・文化、スポーツ等、他の推進計画が策定されている分野については、対象外とする。（学校教育にかかる部分・連携する部分は対象とする）
- ・大学等の高等教育及び私学については、それぞれの教育主体の教育方針、判断により推進されていることから、対象外とする。（連携にかかる部分は対象とする）

- ・昨年度の審議のまとめ（中間点検や次期ビジョンに対する意見）を踏まえて施策体系や数値目標の設定等を行うとともに、重点的な取組を示すなど三重県の独自性を打ち出した内容とする。

5 スケジュール

<平成 26 年度>

- ・教育改革推進会議において議論を進めるとともに、知事及び教育委員に諮りながら、ビジョンの骨格（案）を取りまとめる。加えて、個別施策の検討も進める。
- ・地域別懇談会や児童・生徒との懇談会を開催し、県民の意見を反映する。

<平成 27 年度>

- ・総合教育会議において基本理念等を固めるとともに、教育改革推進会議において実施計画の審議を行い、年度内にビジョンを策定する。
- ・パブリックコメントを実施し、県民の意見を反映する。

参考 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 改正案

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 (略)

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

参考 2 教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の概要

趣 旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

概 要

1. 教育行政の責任の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。（13条関係）
- 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（4条、7条関係）
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（13条関係）
- 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。（5条関係）
- 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（14条関係）
また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（25条関係）

2. 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。（1条の4関係）
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（1条の3関係）
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（1条の4関係）

3. 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。（50条関係）

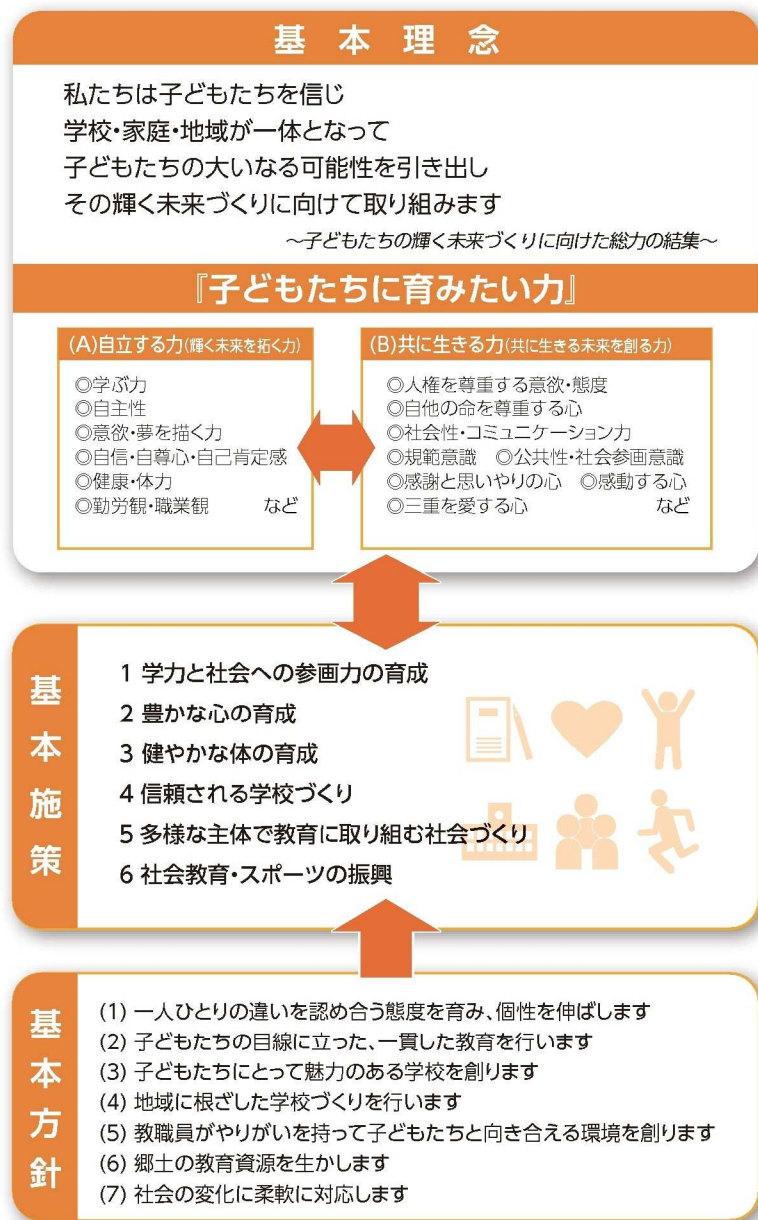
4. その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。（1条の4⑦、14条⑨関係）
 - 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（附則2条関係）
- ※政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

施 行 期 日

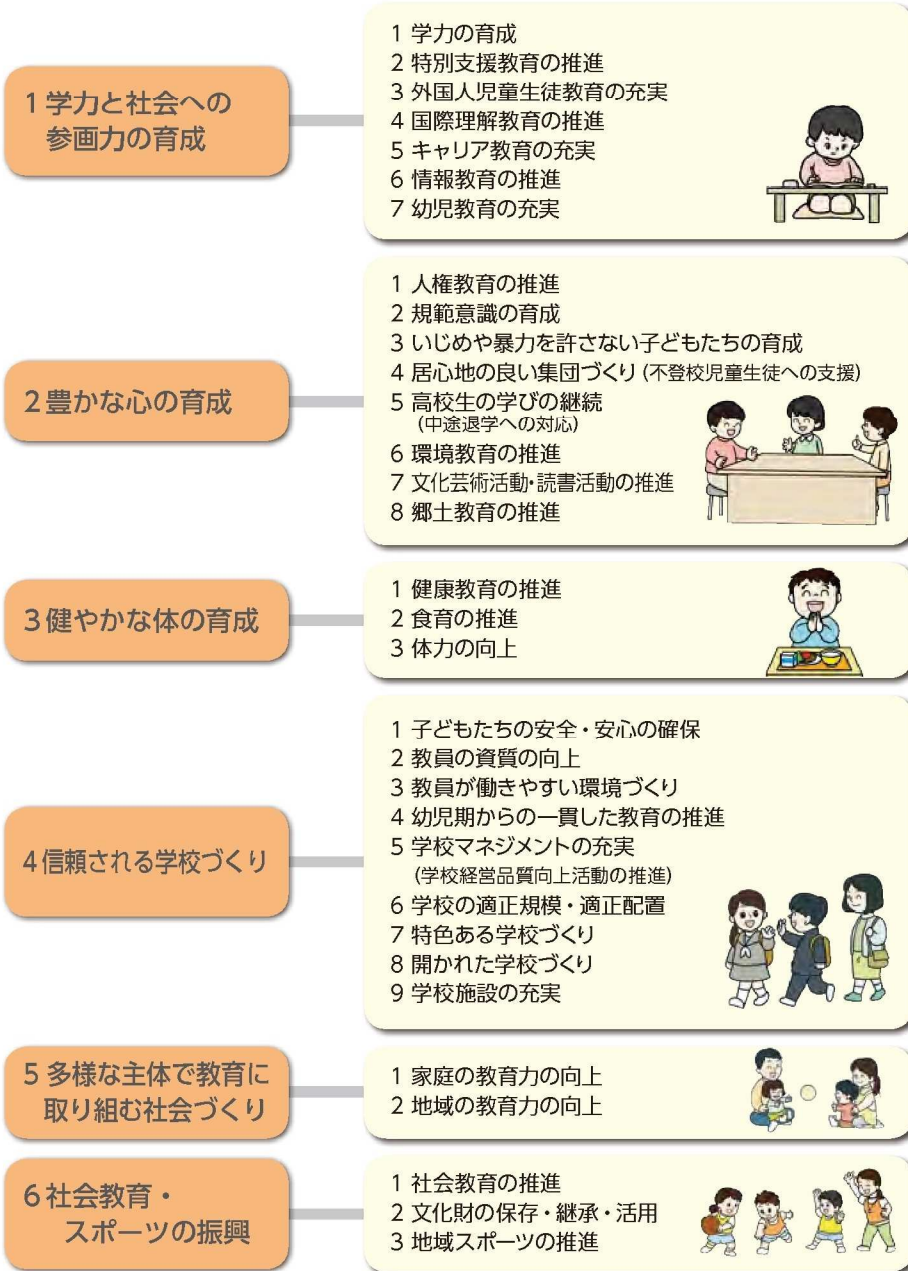
平成27年4月1日

ビジョン体系 (イメージ図)



(実施計画)

各論 施策体系



平成26年度 三重県教育改革推進会議 日程（案）

年月	全体会	第1部会	第2部会
26年 5月	●第1回（26日午後1時半） ・今年度の進め方 ・次期ビジョン策定について （現状と課題、基本理念等）		
6月			★第1回（26日午後2時） ・特別支援教育総合推進計画（仮称） 中間案の検討
7月			★第2回（25日午後2時半） ・特別支援教育総合推進計画（仮称） 中間案の検討
8月	●第2回（上中旬） ・次期ビジョン策定について （基本理念、基本方針等） ・特別支援教育総合推進計画（仮称） 中間案について		特別支援教育総合推進計画 （仮称）中間案のパブリック コメント実施
9月			
10月	●第3回（上旬） ・次期ビジョン策定について （基本施策等）	●第1回（下旬） ・次期ビジョンの個別施策の検討	●第1回（下旬） ・次期ビジョンの個別施策の検討 ・特別支援教育総合推進計画（仮称） 最終案の検討（パブコメの反映）
11月	～ 地域別懇談会 ・ 児童生徒との懇談会 ～		
12月			
27年 1月		●第2回（中旬） ・次期ビジョンの個別施策の検討	●第2回（中旬） ・次期ビジョンの個別施策の検討 ・特別支援教育総合推進計画（仮称） 最終案の検討
2月	●第4回（上中旬） ・次期ビジョンの骨格（案）について ・特別支援教育総合推進計画（仮称） 最終案について		
3月			

部会の再構成

◆平成27年度（予定）

- 次期ビジョンの中間案の審議（パブリックコメントの実施）
- 次期ビジョンの最終案の審議